

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 添付書類一覧表

以下の変更内容に応じ、産業廃棄物処理施設ごとに以下の書類を添付してください。

【変更内容】	【添付する書類】	
氏名又は名称	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄付行為（原本証明をしてください。） ・履歴事項全部証明書
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票
住所（所在地）	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄付行為（原本証明をしてください。） ・履歴事項全部証明書 ・変更後の事業場付近の見取図
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票 ・変更後の事業場付近の見取図
施設の位置及び構造等の設置に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前後の設置に関する計画を記載した書類 ・変更前後の施設の構造を明らかにする設計計算書 	
維持管理に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前後の維持管理に関する計画を記載した書類 	
法人の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな代表者の本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票（） ・定款又は寄付行為（原本証明をしてください。） ・履歴事項全部証明書 ・誓約書（注4） 	
法人の役員等（注5）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに就任した役員等の本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票 ・履歴事項全部証明書 ・誓約書 ・役員新旧対照表（規定の様式はありません。） 	
法定代理人	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等の本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票 ・履歴事項全部証明書 ・誓約書
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票 ・誓約書
発行済株式総数百分の五以上の株式を有する株主、又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資者	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書 ・誓約書
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票 ・誓約書
施行令6条の10に規定する使用人	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地（外国人の場合は国籍）記載の住民票 ・誓約書 	
焼却施設にあっては、焼却灰等の処分方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前後の処分方法を記載した書類 	
油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設及びシアン化合物の分解施設にあっては、汚泥等の処分方法		
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設から処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法		
最終処分場の埋立処分の計画又は災害防止のための計画	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前後の埋立処分（災害防止）の計画を記載した書類 	

施設に係る産業廃棄物の搬入出の時間及びその方法に関する事項	・変更前後の搬入出時間（搬入出の方法）を記載した書類
着工予定年月日及び使用開始予定年月日	・変更前後の着工予定年月日（使用開始予定年月日）を記載した書類
施設（最終処分場を除く。）を廃止したとき、休止したとき、若しくは、休止した施設を再開したとき	・廃止の場合は、交付した許可証 ・休止・再開の場合は、添付書類不要
申請時と比較して、処理能力の10%未満の増加又は減少となる変更	・「変更の許可（注6）」に該当しないことを示す書類
「変更の許可」に該当しない産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更 例：付帯設備の変更、配管等の変更 など	・変更前後の計画を記載した書類 ・「変更の許可（注6）」に該当しないことを示す書類
「変更の許可」に該当しない産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更（注）	・変更前後の維持管理に関する計画を記載した書類 ・「変更の許可（注6）」に該当しないことを示す書類
処理する産業廃棄物の種類を変更した場合	・「変更の許可（注6）」に該当しないことを示す書類

- (注) 1：申請に必要な部数は**2部（提出用、控用）**です。控用はコピーでも結構です。
- 2：**郵送で提出**される場合は、控の返送に必要な郵送料分の切手を添付し、宛先及び担当者を明記した返信用封筒を同封してください。返信用封筒は届け出書類の枚数等を考慮し、必要な大きさ（A4版用紙が折らずに入る大きさのもの）のものを用いてください。
- 3：住民票等の各種証明書類については、交付日からおおむね3か月以内のものを添付してください。
- ただし、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の変更届出書と**同日**に提出される場合は、いずれかに原本を添付していただければ、他方は写しで結構です。
- 4：新たな代表者が、役員・株主以外から就任した場合に限る。
- 5：役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問や相談役等の名称を問わず、法人に対して業務を執行する社員等と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。
- また、役員等の**退任のみの場合**は、**履歴事項全部証明書及び役員新旧対照表（規定の様式はありません。）**のみを添付してください。
- 6：「変更の許可」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法15条の2の6の規定に基づく産業廃棄物処理施設変更許可を指します。